

お客さま各位

富山信用金庫

手形・小切手の交換を電子化する「電子交換所」設立に伴うお手続きについて

○電子交換所による手形・小切手の決済が開始されます。

全国銀行協会は、これまでの全国各地の手形交換所で行ってきた金融機関の手形・小切手の交換方法を電子化します。この電子化に伴い、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」が2022年11月4日（金）から稼働いたします。現在は、人手を介して手形・小切手を搬送していますが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

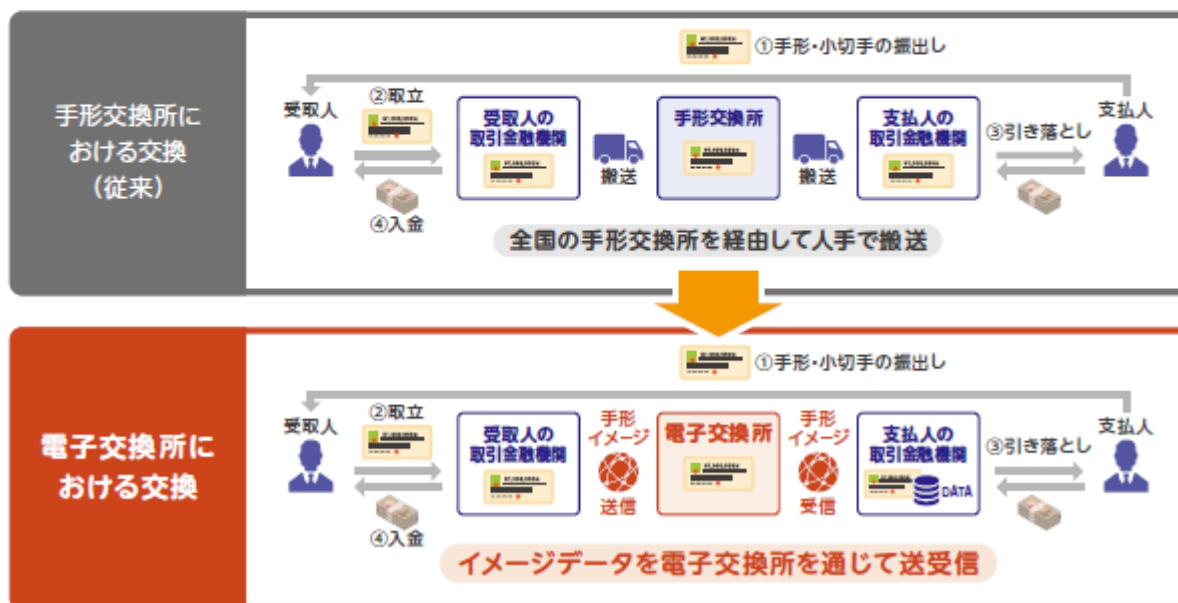
なお、電子化の対象は金融機関間の交換業務に限られますので、お客さまは従来と同様に手形・小切手を発行することができ、現物のまま取立を依頼することもできます。また、お客さまが現在お持ちの手形・小切手用紙は、引き続きご利用することができます。

【電子交換所の移行イメージ】



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



○お客様にご留意いただきたい事項

【手形・小切手のご記入方法等】

電子交換所では手形・小切手の券面をスキャナで読み取り、イメージデータ化したうえで、電子交換所と送受信を行います。手形・小切手の券面に記載された金額等の各種情報を正確に読み取る必要がありますので、お客さまにおかれましては以下の事項に十分な配慮をお願いいたします。金額等の必要事項の読み取りができない場合、決済せずにそのまま取立依頼人へご返却させていただくこともございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 各項目のご記入方法

金 額	1. 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入する場合は、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。																
	2. 漢数字で記入する場合は、文字の間をつめ、下表の漢数字のみご使用ください。 崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 金額の頭部に「金」を、その終わりに「円」を記入してください。																
	●電子交換所で読み取ることができる漢数字																
		1			2				3		4			5		6	
	漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
		7			8		9		10		100			1,000		10,000	
	漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	万	萬
	＜その他＞ 金、円、園（円の異体字）、阡、億																
	※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し時のご使用はお控えください。																
	●崩し字の例																
○ 伍 楷書 × 伍 崩し文字																	
振 出 日	・和暦にて日付印や消しにくい筆記具を使用して記入してください。 ・訂正する場合は、二重線で抹消し届出印をなつ印のうえ、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いいたします。																
記 名 印	・届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に押印してください。 ・インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に押印してください。 ・記名印が経年劣化等で、摩耗や破損により鮮明に押印できない場合は、記名印を作り直すなどして変更届を提出願います。																
届 出 印	・届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないように押印してください。 ・印鑑は朱肉やゴミ等が付着しやすいので、定期的に汚れを取り除いてご利用ください。 ・印鑑不鮮明により印鑑を押し直す場合は、不要な印を二重線で抹消してください。																

2. 訂正方法

【金額を誤記された場合】

- ・金額訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

【金額以外の記入事項を訂正される場合】

- ・訂正箇所にお届け印を押印してください。
- ・訂正の記入や押印を、金額欄や金融機関名等に重ねないでください。

3. 禁止事項

- ・券面余白へのメモ書等は、行わないようお願いいたします。
- ・文字による複記、補記は、行わないようお願いいたします。

【事例】

- ・漢数字で記載された金額欄にアラビア数字を手書きで記載する。
- ・券面余白に商品名やお客様コード等の付加情報を記載する。

※事例のような行為は、手形・小切手を正しく読めなくなる可能性があるため、行わないようお願いいたします。

○その他のお知らせ

1. 当座勘定規定の改定について

電子交換所の決済開始日であり2022年11月4日（金）より、改定された当座勘定規定が適用されます。改定された規定は、既にお取引のある方にも適用されます。

当座勘定規定（一般用）（リンク先は下記のとおり）

(https://www.shinkin.co.jp/tomishin/regulation/pdf/yokin/touza_1.pdf)

当座勘定規定（専用約束手形口用）（リンク先は下記のとおり）

(https://www.shinkin.co.jp/tomishin/regulation/pdf/yokin/touza_2.pdf)

2. 手形・小切手の券面が変更になります。

2022年11月2日受付分より、券面にQRコードを印刷した新しい手形・小切手を発行いたします。お客様の記入欄に関しては、変更ございません。

なお、お手元にある手形・小切手もご利用いただけます。

3. 手形・小切手の交換、取立の区分変更

電子交換所の設立に伴って、取立区分や、資金化日が変更となる場合があります。

5. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて

金融業界を中心に産業界が一体となって、手形・小切手機能を2026年度までに全面的に電子化することを目指しています。電子交換所の設立は、かかる取組を踏まえ今後減少していく手形・小切手に係る業務処理の効率化を図るものです。お客様におかれましても、インターネットバンキ

ングによる振込や電子記録債権（でんさい）等、電子的な決済手段への移行をご検討くださいます
ようお願いいたします。

以 上